

児童発達支援・放課後等デイサービス 利用の流れ



◆問合せ先◆

障害福祉課 地域支援担当

TEL : 048-775-5122 FAX : 048-776-8872

1. 市役所 障害福祉課 の窓口で申請をする

持ち物

- ・ 本人と保護者のマイナンバーのわかるもの
- ・ 障害者手帳
(障害者手帳を持っていない場合は、医師の診断書などが
必要です。事前に障害福祉課にお問合せください。)

2. 窓口申請後の流れ (A または B を選択)

A 障害児相談支援事業所にプラン作成を依頼する

B 保護者自身が直接プランを作成する(セルフプラン)

A 事業所にプラン作成を依頼

障害児支援利用計画(案)を作成
する「障害児相談支援事業所」を
探し、プラン作成を依頼する

●事業所がやること

- ・ 本人、保護者のサービス
利用の意向や状況を聞
き取る
- ・ 聞き取り内容をふまえて
障害児支援利用計画(案)
を作成し、上尾市へ提
出

約
1
か
月

B 保護者がプランを作成

窓口でセルフプランを
記入する



約
7
日
～
10
日

受給者証の発行

市の支給決定後、支給決定通知書と受給者証を交付します。

●事業所がやること

- ・ 担当者会議を実施し、本人、
保護者、関係機関職員、障害
児相談支援事業者で支援方
針を共有
- ・ 障害児支援利用計画を確定
し、上尾市へ提出



利用契約

利用予定の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に
受給者証を提示して利用を申し込み、保護者と事業所で契約
を結びます。

サービス利用開始